

八千代町転入者住まい応援助成金 Q & A

Q 1. だれが助成金の対象となりますか？

A. 平成 29 年 4 月 1 日以降に八千代町に転入し、平成 29 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 31 日までに新築または中古住宅を取得した方が対象となります。

Q 2. 対象となる「転入者」の定義は？

A. 転入者とは、UターンまたはIターンし、住民票に記載された方です。

Uターンとは、町外に転出して1年以上を経過してから、再び町内に転入して住所を定めること、Iターンとは初めて町内に転入して住所を定めることをいいます。

Q 3. 対象となる「住宅」の定義は？

A. 町内に所在する住宅で、平成 29 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 31 日までに所有権の保存または移転の登記が完了されたものになります。

ただし、別荘等の一時的にしようするものである場合、賃貸、販売等の営利を目的としたものである場合、公共補償により住宅の取得および建替をしたものである場合は、対象となりません。

Q 4. 助成金はいくらですか？

A. 基本助成金として、新築住宅が 30 万円、中古住宅が 10 万円です。

加算助成金として、新婚世帯（婚姻後 3 年以内）や子育て世帯（義務教育修了までの子供を養育している）にはそれぞれ 10 万円が加算されます。

Q 5. 八千代町から転出して半年後に再び八千代町に転入し、住宅を取得しました。助成金は対象となりますか？

A. Uターンの定義として、八千代町から転出後、1 年以上を経過している必要があるため、対象外となります。

Q 6. 八千代町に転入した後、実家を建て替えて住む場合は、助成金の対象となりますか？

A. 転入者の方の名義で所有権の保存登記がされた場合、対象となります。

建て替えの場合、新築住宅の取得として、助成金額は 30 万円となります。

Q 7. 建物が夫と妻の共有名義の場合で、妻が転入者の要件に該当する場合、助成金は対象となりますか？

A. 妻が申請人となり、共有者である夫の同意があれば、対象となります。

Q 8. 土地は借地（他人名義）ですが、建物は自分の名義です。転入日や住宅の登記日は対象要件に該当していますが、助成金は対象となりますか？

A. 対象となります。

Q 9. 住宅の登記をした時点では、婚姻届から３年以内でしたが、申請が遅れてしまい、申請日においては３年を経過してしまっている場合、新婚世帯の加算助成金は対象となりますか？

A. この制度における新婚世帯の定義が、申請日現在において、婚姻後３年を経過していない世帯となっておりますので、対象外となります。
登記完了後は、速やかに申請をお願いします。

Q10. 助成金の振込先に配偶者や親の口座を指定することはできますか？

A. 申請者以外の名義の口座への振込みはできません。

Q11. 助成金の交付を受けた後、都合により４年後に、転出することになりました。

A. ５年未満の転出の場合は、その居住期間に応じて、すでに交付を受けた助成金の一部を返還していただくことになります。

●その他 詳細については、下記へお問い合わせください。

問 合 せ：秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 八千代町大字菅谷 1 1 7 0（役場庁舎 3 階）

電 話：0 2 9 6－4 8－1 1 1 1（内線 3 4 2 0）

受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで